

## 議案第 15 号

向日市職員定数条例及び向日市特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

向日市職員定数条例及び向日市特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項  
第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 24 日提出

向日市長 久 嶋 務

条例第 号

向日市職員定数条例及び向日市特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(向日市職員定数条例の一部改正)

第1条 向日市職員定数条例（昭和47年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第21条」を「第19条」に改める。

(向日市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 向日市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

教育委員会の委員長	月額	110,000円
同 委員長職務代理者	月額	79,000円
同 委員	月額	79,000円

」を

「

教育委員会の委員	月額	79,000円
----------	----	---------

」に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項に規定する旧教育長が同項の規定により在職する場合には、第2条の規定による改正後の向日市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は適用せず、第2条の規定による改正前の向日市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

〈参 考〉

向日市職員定数条例の一部改正（第1条関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第19条</u>及び第31条第3項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第9項並びに農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第20条第2項の規定に基づき、議会、市長、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、公平委員会及び農業委員会の事務部局並びに教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関に勤務する一般職の職員（臨時又は非常勤の職員を除く。以下同じ。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第21条</u>及び第31条第3項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第9項並びに農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第20条第2項の規定に基づき、議会、市長、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、公平委員会及び農業委員会の事務部局並びに教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関に勤務する一般職の職員（臨時又は非常勤の職員を除く。以下同じ。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

向日市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部改正（第2関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行																				
<p>別表 特別職の職員の報酬額表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育委員会の委員</td> <td style="text-align: center;">月額 79,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	職名	報酬額	略		教育委員会の委員	月額 79,000円	略		<p>別表 特別職の職員の報酬額表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育委員会の委員長</td> <td style="text-align: center;">月額 110,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">同 委員長職務代理者</td> <td style="text-align: center;">月額 79,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">同 委員</td> <td style="text-align: center;">月額 79,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	職名	報酬額	略		教育委員会の委員長	月額 110,000円	同 委員長職務代理者	月額 79,000円	同 委員	月額 79,000円	略	
職名	報酬額																				
略																					
教育委員会の委員	月額 79,000円																				
略																					
職名	報酬額																				
略																					
教育委員会の委員長	月額 110,000円																				
同 委員長職務代理者	月額 79,000円																				
同 委員	月額 79,000円																				
略																					